

令和4(2022)年 No.1248

広報 いせはら

Public Relations Paper

主な記事

- 4 5 地域とともにある学校づくり
- 8 子どもを中心に据えた地域づくり

7月1日

ISEHARA



緑台小学校3年生の皆さん

特集

これまで、そしてこれからの学校と地域のあり方

人は、生活していく上で多くのことを求められます。決断力や自立心、協調性、規範意識…。どれもが簡単に得られるものではなく、周囲の人々によって大切に育まれることで、次第に身につけていくものです。しかし、急激な社会の変化に伴い、小・中学生を取り巻く環境は複雑・多様化しています。

情報通信技術の活用能力の育成や、児童・生徒へのきめ細やかな対応、多様な社会や保護者からの期待・要望への対応など、学校に求められる役割は増加の一途にあります。

さらに、子どもたちが生きていくのは、情報化や少子高齢化、グローバル化の進展、雇用環境の変化など、激動の時代です。目の前の課題を解決し、新たな時代を豊かに生きる力を育むには、学校の努力だけでは限界があります。

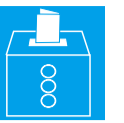
一方、地域においても家族形態の変化や価値観・ライフスタイルの多様化などにより地域社会における支え合いや、つながりが希薄化することにより、地域社会の停滞や教育力の低下などが危惧されています。

教育のあるべき姿「人づくり」とは、まさに未来づくりの営み。今号では地域の子どもをどのように育てたいかという「育てたい子ども像」や、学校運営の基本方針を地域と学校が共有し、その達成にむけて一体となって取り組む、子どもたちの成長を支える仕組みと地域づくりについて4・5面と8面で取り上げます。

教育行政の主なあゆみと、児童・生徒を取り巻く環境の変化

	市内のできごと	国内のできごと
昭和	46 市制施行	
	53 竹園小学校、緑台小学校開校	
	57 中沢中学校開校	
	63 外国人英語指導助手の採用	
	元 図書館・子ども科学館開館	
平成	3 小・中学校介助員配置開始、児童コミュニティクラブ事業開始	
	4 中学校4校コンピュータ教室完成	生活科の新設、学校週5日制(毎月第2土曜日休校)
	5 教育センター開設	学校教育法施行規則の一部改正(障がい児の通級指導の充実)
	6 東海学級、適応指導教室開設	
	7	学校週5日制(毎月第2・4土曜日休校)
	11 石田小学校開校	
	13	文部科学省、中央教育審議会発足
	14 小学校指導補助員配置開始(翌年には中学校も)	総合的な学習の時間の新設、完全学校週5日制
	16 全小・中学校校内LAN開始、教科用図書単独採択への移行	
	17 小学校第1学年の35人学級編制開始、全小・中学校インターネット光回線接続開始	地教法*の改正により学校運営協議会の設置が可能に
18 小学校第2学年の35人学級編制開始	教育基本法改正	
22 第1期教育振興基本計画を策定		
24 学校と警察との相互連携に係る協定書の締結、市生涯学習推進指針、市子ども読書活動推進指針の策定	中学校での武道必修化	
25 小学校教科担当制等推進事業の開始	いじめ防止対策推進法施行	
26 特色ある教育モデル推進事業の開始、いじめ防止基本方針の策定		
27 教育大綱を策定		
29	学校教育法施行規則の一部改正「部活動指導員の制度化」、地教法の改正により学校運営協議会の設置が努力義務に	
30 教育大綱を改定、第2期教育振興基本計画を策定	小学校で道徳の教科化(翌年には中学校も)、学校教育法の一部改正「デジタル教科書の使用可」	
元	全小・中学校にエアコン設置	学校教育の情報化の推進に関する法律施行
令和	2	小学校新学習指導要領全面实施
	3 小・中学校におけるタブレット端末の導入、中学校給食を全校実施	中学校新学習指導要領全面实施

* 地方教育行政の組織及び運営に関する法律



第26回参議院議員通常選挙が行われます

選挙管理委員会事務局 74-5273

投票日
7月10日(日)

投票時間
午前7時～午後8時

投票は2種類です

神奈川県選出議員選挙

都道府県を単位として行われ「候補者の氏名」を書いて投票します。

比例代表選出議員選挙

候補者名簿に記載された「候補者の氏名」、または「政党名などの名称・略称」を書いて投票します。

投票できる人

平成16年7月11日以前に生まれた日本国民で、令和4年3月21日以前から伊勢原市に在住し、住民登録をされている人※最近転入・転出した人は担当にお問い合わせてください

入場整理券をご確認ください

投票所入場整理券を世帯主あてに郵送しています。入場整理券に記載されている投票所名、案内図をお確かめください。入場整理券が届かない人や紛失した人は、各投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定がある人は、事前に投票ができます。

選挙公報をご覧ください

立候補者の氏名や政党などの名称、政見が掲載されています。新聞を未購読で郵送を希望する人は担当へ連絡してください。市役所や各公民館などにも置いてあります◇県選挙管理委員会ホームページで、選挙公報や候補者などの情報が公開されています

代理投票・点字投票

投票用紙への記載が困難

開票速報

午後10時ごろから30分ごと

神奈川県選出議員選挙

とに確定まで発表
比例代表選出議員選挙
確定時に発表



10月から小児医療費助成制度が変わります

医療費助成を通じて子育て世帯の経済的支援を拡充するため、10月1日から小児医療費助成制度における未就学児の所得制限を撤廃します。新たに助成を受けるには申請が必要です。

対象 未就学児の養育者のうち、所得制限により本制度を利用していない人

申請方法 6月下旬に申請対象の人へ申請書を送付しました。7月中旬に市へ提出してください。9月末ごろに医療証を交付します※郵送または電子申請での提出にご協力をお願いします



子育て支援課 94-4633



マイナポイント第2弾を実施

マイナンバーカードを取得している人を対象に、マイナポイント申請が始まりました。すでに新規取得者向けマイナポイントを申請済みの人や健康保険証・公金受取口座を登録済みの人も申請が必要です。詳しくは総務省ホームページ、または右のQRコードから確認を◇電話(94-4711※最初に「マイナポイントの件」とお伝えください)や市役所3階3B会議室でも手続きのサポートをしています



マイナポイント事業

締め切り 令和5年2月28日(火)

情報政策課 94-4550



保険や年金に関するお知らせ

国民健康保険に加入する人へ

8月1日から使用していただく新しい保険証を7月中に送付します。記載内容をご確認ください。高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月から該当します。1日が誕生日の人は、その月から該当します。

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人へ

8月から保険証が新しくなります。7月中に新しい保険証(桃色)を簡易書留で送付します。

後期高齢者医療保険料

医療給付費の見込みに基づき、2年ごとに保険料率の見直しが行われます。改定後の均等割額(年額)は4万3100円、所得割率は8.78%です。なお、賦課限度額(年額)は66万円です。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税・介護保険料の減免

対象要件を満たす場合、申請すると保険料(料)が減免されます※申請には収入を証明する書類が必要です

対象となる保険料(料)

平成31(令和元)年度分、令和4年度分、令和2年2月1日～5年3月31日が納期限(特別徴収は対象の年金の支払日)の保険料(料)

国民健康保険税

①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)で死亡、または重篤な傷病を負った世帯
②感染症の影響で主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

◇事業、不動産、山林、給

94-4728(国民健康保険)
94-4521(後期高齢)
94-4520(国民年金)

未就学児に係る均等割額の軽減

地方税法および地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)の均等割額を5割軽減します。軽減額は、世帯の軽減区分によって異なります(表参照)。

介護保険料

①属する世帯の主たる生計維持者が感染症で死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
②感染症の影響で属する世帯の主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する第1号被保険者

◇事業、不動産、山林、給

与のいずれかの収入が前年に比べて3割以上減少する見込み

◇減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

保険料(料)の減免割合

①の世帯・被保険者Ⅱ全額免除

②の世帯・被保険者Ⅱ一部減額(前年所得の合計額により異なる)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金を延長

感染症に感染、または感染が疑われる加入者に対する手当金の支給対象期間を9月30日まで延長しました※支給要件などに変更はありません

国民年金の免除・猶予制度

対象要件を満たす場合、

94-4722(介護保険料)
94-4722(介護保険料)

申請すると保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)または猶予されます。申請は最大2年1ヵ月前までさかのぼることができます。詳しくは担当か平塚年金事務所(94-22-1515)にお問い合わせください※失業または、感染症の影響で一定以上所得が下がった場合は特例あり

対象

◇免除Ⅱ本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の入

◇猶予Ⅱ50歳未満で、本人および配偶者の前年所得が一定基準以下の入

介護保険料本算定通知書を送付します

今年度の住民税の課税状況に基づき計算された納入通知書を7月中旬に送付します。

(表)未就学児に係る均等割額の軽減

軽減区分	改正前(令和3年度以前)		改正後(令和4年度以降)	
	医療給付費分(2万1000円/人)	後期高齢者支援金分(7800円/人)	医療給付費分(2万1000円/人)	後期高齢者支援金分(7800円/人)
7割軽減	1万4700円	5460円	1万7850円	6630円
5割軽減	1万500円	3900円	1万5750円	5850円
2割軽減	4200円	1560円	1万2600円	4680円
軽減なし	0円		1万500円	3900円

※詳しくは納税通知書に同封するお知らせでご確認ください

新型コロナウイルス関連情報

市内の患者発生状況 患者数(累計)5583人※6月24日現在

ワクチンの追加接種(4回目)を実施中

新型コロナワクチンの追加接種(4回目)を行っています。対象者は次のとおりです◇1~3回目接種も引き続き行っています

対象 3回目接種から少なくとも5カ月以上が経過した①60歳以上の人②18歳~59歳で、基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人

①の人には、3回目の接種から5カ月以上経過した人から順次接種券を送付しています。②の人は、接種券の発行申請が必要です。4回目接種は個別接種と集団接種で実施します。予約方法など詳しくは接種券に同封している「新型コロナウイルスワクチン追加(4回目)接種のお知らせ」か市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に伴うさまざまなお知らせ」、または右のQRコードからご覧ください。



市ホームページ

健康づくり課 ☎92-1117

あなたの勇気で救える命がある 7月1日~10日はAED普及啓発期間

日本では1日に約200人が心室細動という不整脈によって、突然命を失っています。救命には迅速な電気ショックが欠かせません。AED(自動体外式除細動器)が開発されたことにより、非医療従事者でも命を救うことができるようになりました。現場で頼れるのは、医師や救急救命士ではなく皆さんです。AEDの使い方を今一度確認し、大切な命を守りましょう。

平成16(2004)年7月1日にAEDの使用が一般市民にも認められたことから、7月1日を「AEDの日」として、命の大切さを再認識するための全国的な市民運動が行われています。市では7月1日~10日を「AED普及啓発期間」とし、講習会や公共施設のAED点検、使用可能登録施設の設置状況確認を実施しています。

AEDの使い方※電源を入れると音声ガイダンスが流れます



①ふたを開けて電源を入れる◇電源ボタンを押すタイプもあります



②電極パットを胸に貼りつける(位置は電極パットに記載されています)



③電気ショックが必要と判断されるとボタンが点滅するのでボタンを押す

※救急隊が到着するまで心肺蘇生法とAEDを繰り返すことで、救命率が高まります

オートショックAEDについて

ショックボタンを押さなくても自動的に電気が流れる機種があります。今後、全国的に普及することが予想されています。使用する際は説明書をよく確認して操作しましょう。



オートショックAEDにはショックボタンがありません。電気ショックが必要な場合は点滅し、自動的に行います

使用可能施設の登録

現在、市内では約200カ所の施設が速やかにAEDを提供できる場所として登録されています。該当施設には、右の登録マークが掲示されているほか、市ホームページ「防災・消防・救急」→「AED」にもマップを掲載しています。

AEDを設置して使用可能施設の登録をしていない場合は、担当にご連絡ください。

警防救急課 ☎95-9144



健康・子育て

子育て支援課 ☎94-4637

乳幼児健康診査・相談

7/5~15実施分

母子健康手帳と健康診査票、バスタオルのほか、1歳6カ月児健康診査と2歳児歯科健康診査は歯ブラシ、3歳児健康診査は歯ブラシと視聴覚アンケートをお持ちください。伊勢原シティプラザ(お誕生日前健康診査を除く) ☎無料

項目	対象	日程・受付時間
4カ月児健康診査	令和4年2月16日~28日生	7/5(火) 12:30~13:30
	令和4年3月1日~15日生	7/12(火) 12:30~13:30
7カ月児健康相談	令和3年11月1日~15日生	7/8(金) 9:15~10:15
	令和3年11月16日~30日生	7/15(金) 9:15~10:15
お誕生日前健康診査	満10カ月~誕生日前日に、指定した医療機関で受診。受診票は医療機関にあります。	
1歳6カ月児健康診査	令和2年12月16日~31日生	7/8(金) 12:30~13:30
	令和3年1月1日~15日生	7/15(金) 12:30~13:30
2歳児歯科健康診査	令和2年7月1日~15日生	7/7(木) 12:30~13:30
	令和2年7月16日~31日生	7/14(木) 12:30~13:30
3歳児健康診査	令和元年6月1日~15日生	7/6(水) 12:30~13:30
	令和元年6月16日~30日生	7/13(水) 12:30~13:30

ごっくん離乳食教室

4~6カ月児の楽しい離乳食の進め方を学ぶ ☎7月25日(月)午後1時15分~3時(受付は午後1時~) ☎市役所分室 ☎15人(申込順)

休日夜間急患診療(1次救急)

伊勢原2丁目7-31 伊勢原シティプラザ内

診療所名	区分	診療受付時間
休日夜間急患診療所 ☎93-5019 内科・小児科・外科	休日(日曜日・祝日)	9:00~11:30 14:00~16:30
	夜間(休日を含む毎日)	19:30~22:45
休日歯科診療所 ☎95-3121	休日(日曜日・祝日)	9:00~11:30 13:00~16:30

※眼科・耳鼻咽喉科(9:00~16:30)と2次救急の当番医は、消防署(☎95-2119)へお問い合わせください

かながわ小児救急ダイヤル

☎045-722-8000 18:00~翌日8:00(年中無休)

「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持ちましょう

※休日夜間急患診療所、休日歯科診療所受診後は、必ずかかりつけ医を受診してください



いせはら景観写真展の作品を募集します

本市の多様な景観資源を市民相互で共有し、市内外に発信する写真展です。身の回りにお気に入りの景観を写真に収め、伊勢原のまちの魅力を伝えてみませんか◇写真展はイトーヨーカドー伊勢原店5階催事場で開催します

応募資格

◇小・中学生の部=小学校4年生~中学生

◇一般の部=高校生以上の市

応募点数 1人5点まで

応募方法 市役所2階の担当や各公民館などで配布する応募用紙に記入し、2Lサイズの写真を添えて郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)か電子メール(☐keikan.photo@isehara-city.jp ※一般の部のみ)、または直接担当へ提出してください。応募用紙は市ホームページ「募集」からも入手できます◇市内の小・中学校に通う人は、各学校に提出してください

締め切り 9月2日(金)※消印有効



令和3年度の市長賞

都市政策課 ☎94-4739



低所得の子育て世帯に生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円を支給します。

申請方法など詳しくは、担当か市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に伴うさまざまなお知らせ」でご確認ください。

対象

市内在住のひとり親世帯で、次のいずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給対象者
- ②公的年金などを受けており、児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった人

市内在住のひとり親世帯以外で、次のいずれかに該当する人

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、4年度の市・県民税(均等割)が非課税の人

②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満。4年4月~5年2月末までに生まれた新生児も対象)の養育者で、次のいずれかに該当する人

◆令和4年度の市・県民税(均等割)が非課税の人 ※受給者(養育者)の4年度における市・県民税が未申告の場合は、申告後に申請できます

◆新型コロナウイルス感染症の影響で直近の収入が減少し、市・県民税(均等割)が非課税相当の収入になった人

申請期限 令和5年2月28日(火)まで

※①の人は申請の必要はありません。給付金は6月28日(火)に支給しました。同一児童に対して1回しか受け取れません

子育て支援課 ☎94-4633

地域連絡会とコミュニティ・スクールの違い

	地域連絡会	コミュニティ・スクール
経緯	地域に開かれた学校づくりの推進と子どもたちの健やかな成長を図ることを目的として、各校に設置。	学校運営や必要な支援に関する協議を行う協議体として、法律に基づいて設置。
運営主体	地域連絡会委員 ◆各校でメンバーを選定・依頼 ◆ボランティアとして、参加・出席	学校運営協議会委員 ◆市教育委員会が委嘱・任命 ◆特別職の地方公務員の身分を有する
主な内容	◆学校経営方針、教育目標、教育課程等についての説明、意見交換 ◆学習参観、学校の取組や児童生徒についての意見交換 ◆学校評価についての意見交換	◆学校経営方針、教育目標、教育課程などについての協議及び承認 ◆学校の取組みや課題などについて、必要な支援や解決に向けての協議 ◆学校評価の結果に基づき、今後に向けた方針などについて協議

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
本市では、平成10(1998)年告示の学習指導要領に記載された「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ、平成14(2002)年から導入された完全学校週5日制などをきっかけに地域連絡会という組織を各学校に設置し、地域との連携を図ってきました。その組織を母体とし、開かれた学校づくりから「地域とともにある学校づくり」へ一歩進めるためにCSを導入することにしました。

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
地域に開かれた学校づくりの推進と子どもたちの健やかな成長を図ることを目的として設置された組織。緑台小学校のように、以前から類似の会議(平成6年設置)を開催し、地域との連携を図ってきた学校もある。また、学校ごとに会議の名称は異なる。

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
これまで公立学校は、学校教育の専門家である教職員が、児童・生徒への熱い思いや使命感、責任感から、よりよい教育を提供するために工夫を重ねながら、教育に関わる多くの部分を担ってきた。このことは社会も学校も当然としてきたように思っています。

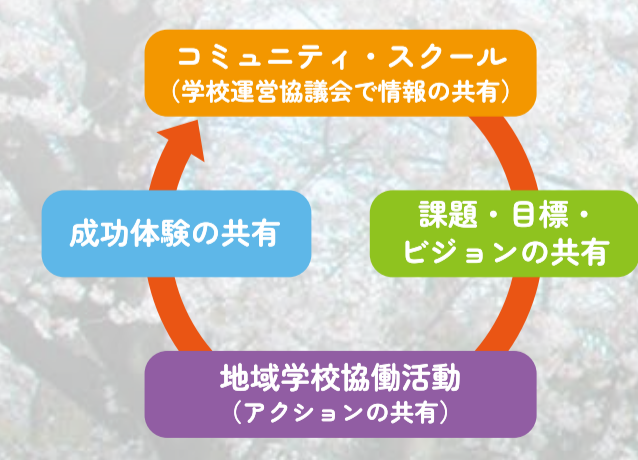
「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
一方で、教職員の働き方改革が指摘されています。さまざまな対応や事務処理に追われるような実態が続いているため、児童・生徒といえあう時間や、授業を構想し、準備する時間が限られてしまっています。その結果、子どもたちの日々のふれあいの積み重ねを通して行ってきた豊かな心の育成をはじめ、人格形成の部分に十分に取組めなくなっている。



学校運営協議会の様子

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
さらに、予測困難な時代である現代においては自分自身で考え、実力を発揮し、社会で生き抜いていく力を身につけてもらうことが大切な要素になり、学校だけでは得られない知識や経験、能力が不可欠です。

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
や判断が学校運営上必要となり、立場の異なるメンバーにより新しい発想や考えを学校教育に吹き込んでもらうことがCSに期待されています。「人々のつながり」「地域づくり」に結びつける。



「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
た。地域にあつては、さまざまな素材を子どもたちのために提供してもらっていたのです。そこで、伊勢原版CSでは学校運営について地域の皆さんが一定程度関わりを持つための熟議の場ではあります。地域全体で子どもへの教育に携わることが、地域学校協働活動を進めるための機能も併せ持った組織にしたいと考えています。

既存の仕組みを生かす、伊勢原版コミュニティ・スクール

地域人材を活用し、練習に励む成瀬中学校バレーボール部。写真奥の大家光裕さん(板戸)が部活動指導協力者としてサポートしています



地域とともにある学校づくり

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるために、学校と地域が目標を共有し、未来の創り手を育成するために必要な資質・能力を育成するために開かれた教育課程の実現が求められています。



学校運営協議会委員の委嘱式

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
地域総ぐるみで子どもを育む仕組み、コミュニティ・スクール
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定する学校運営協議会を導入している学校のことを「コミュニティ・スクール(以下CS)」といいます。

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
中核を担うのは学校運営協議会。法律に基づき委嘱・任命された保護者や地域住民の代表が委員となり、学校運営に対して一定の責任と権限を持って参画し、教育に対する課題や目標を共有し、熟議することで、地域と一体となって学校づくりをすすめる合議制の組織です。



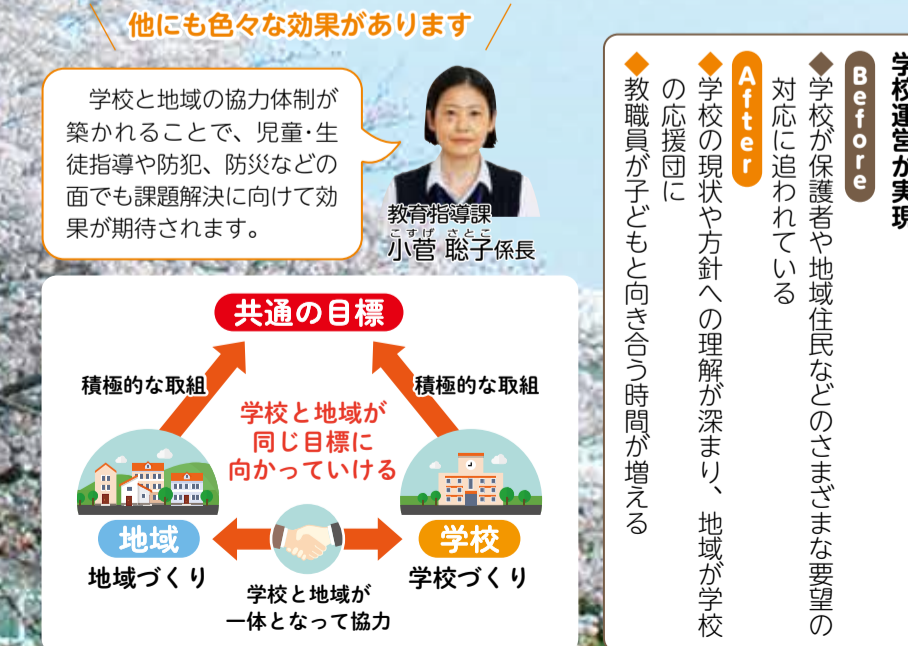
*教育委員会から委嘱された、学校と地域住民との連絡調整を行う人のこと

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
CSの仕組み
学校と地域がパートナーとして協働し、育てたい子ども像や学校運営の基本方針をみんなで共有することがポイントです。

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
今年度、協議会の一員になりました
児童の夏休み期間中などに大山こまの回し方を教えています。技に磨きをかけた子どもたちは、市内全小学校対抗で行われる「いせはら独楽チャンピオンシップ」に出場し、活躍しています。



比々多こま倶楽部 代表 飯島大輔さん(神戸)



「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
他にも色々な効果があります
学校と地域の協力体制が築かれることで、児童・生徒指導や防犯、防災などの面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
学校と地域との連携で、変わる日常
学校と地域がパートナーになることで、次のような変化が期待されています。

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
Before
◆近所に元気のいい様子の子どもの姿がいても、声をかけにくい
◆公共施設での子どものマナーが気になる
After
◆積極的な声かけや自ら指導する機会が増える
◆地域が学校とともに対策を考える体制に

「開かれた学校づくり」から「地域とともにある学校づくり」へ
Before
◆経験を生かして学校や子どものサポートをしたい
◆地域の人と関わる機会が減ってきている
◆地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう
After
◆地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現
◆子どもを中心に地域がつながり、活動が活発に
◆地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校の学びがより豊かになり、広がりを待つ

子どもを中心に据えた地域づくり

楽しみを共有しながら、 未来につなげるパートナー

市内7つの小学校に設置している放課後子ども教室「いせはら未来っ子クラブ」は、さまざまな体験とおしり地域住民や異学年との交流ができる、放課後における児童の居場所です。比々多小学校では、地域で立ち上げた団体「未来っ子パートナー」に市が委託して、運営しています。



未来っ子パートナー 代表 熊谷 吉彦さん (申橋、75歳)

「放課後に学習の場を」という保護者の願いを受け、平成29(2017)年に比々多小学校の校長だった山口賢人さん(現在の教育長、5面)と放課後自習教室を開設しました。同時に放課後子ども教室事業が始まり、「未来っ子クラブ(びびた教室)」と改名した後、効率化や地域主体による事業の実施を目指し、現在の形ができあがりしました。スタッフのほとんどが地元(元教職員や塾講師で、懇切丁寧な勉強のサポートをして



おりがみ工作は児童に大人気

参加している児童が高学年になったとき、私たちが教えたいことを低学年の子に自然に伝えていく光景を見ると感慨深いですね。児童と触れ合うことで、スタッフや私自身も活力をもらっています。

いほか、月1回程度のレクリエーションでは比々多こま倶楽部が大山こまの投げ方を教えるなど地域の方がそれぞれの特技を持ち寄り、開催しています。念頭に置いてるのは子どもの「居場所づくり」。びびた教室では、まず30分の学習時間で宿題や予習・復習をした後、工作や読書など好きなことをして遊びます。何で遊ぶかは、子どもの主体性に任せています。

一緒に小麦を育てることで、 児童に食育体験を提供

2月7日、大田小学校の3年生が食育授業の一環として学校近くの畑で麦踏み*を体験しました。市内で小麦を栽培する農家や製粉する会社、パン屋が協力し、始めた食育活動団体「麦踏み塾」の協力のもと平成29(2017)年から行われているもので、種まきから麦踏み、収穫までの一連の作業を学習しています。



麦踏み塾 事務局長 田中 野矢さん (78歳)

もともと、農業やパン作りには全くの素人でした。38歳で心筋梗塞で倒れてから半年間会社を休んだのをきっかけに、健康維持のため、ブノワトンという板戸にあるパン屋さん(当時の店主・高橋幸夫さんの意志を継いだ現在のムール・アラ・ラムール)に歩いて通うようになりました。高橋さんから「パン職人になる子が伊勢原から育って行くといいね」というお話があったの

がこの活動の原点です。本格的に大田小学校で作業体験を始めたのは、今の中学校1年生が小学校3年生だった頃ですね。学校の周りに畑が広がっていたことと担任の先生のご理解があったことが大きな後押しになりました。市内では令和元(2019)年時点で年間約18トンの小麦が生産されており、県内第3位の出荷量を誇ります。それを子どもたちに知ってもらい、自分が育った場所で、農家が一生懸命に小麦を収穫、粉になったものを丁寧に練りあげることやパンという製品が作られる、私たちの食卓に並んでいる。そういうことを大人になった時に思い出してもらえたらいいですね。



力いっぱい麦を踏みしめる様子

高部屋小学校の児童が耕作放棄地*を花畑に変える総合学習を行いました。いせはら地ミルクを手がける伊勢原産牛乳プロジェクトのリーダー荒井さんと市内の酪農家の皆さんが、SDGs(持続可能な開発目標)の「ゴール11」住み続けられるまちづくりを「を学ぶために、昨年の11月に菜の花の種をまき、4月には育った花の観察や花摘みを実施しました。

牛を育てながら農地を守る。 酪農家のお仕事を体験

思い、今回のプロジェクトを行いました。ただし、農地を耕すだけでなく、美しい景観づくりにもつながっています。思いもよらぬように、大きく育っている菜の花を見て驚いている子もおり、うれしそうに野菜が印象的でした。年々増える年度末などは学校給食向けの需要がなくなることも影響し、牛乳の消費量は落ちてしまっています。こうした事態を少しでも和らげるため、児童の皆さんには酪農業を理解してもらい、牛乳を自宅で消費する機会を増やしてもらえたらいいですね。体の発達に必要な栄養素であるカルシウムを手軽に取



荒井農場 代表 荒井 新吾さん (西富岡、61歳)

酪農家は効率的に農地を耕作できる大型の農機具を所有しているため、農業の担い手不足などが原因で耕作できない農地が増えてきた。酪農家の皆さんの管理などによって依拠されることがあります。牛を育てる以外の仕事も酪農家にはあるということや、飼料づくりに必要であるということを知らせてもらう機会になればと



6年生の児童67人が菜の花を観察

酪農家は効率的に農地を耕作できる大型の農機具を所有しているため、農業の担い手不足などが原因で耕作できない農地が増えてきた。酪農家の皆さんの管理などによって依拠されることがあります。牛を育てる以外の仕事も酪農家にはあるということや、飼料づくりに必要であるということを知らせてもらう機会になればと

地域や家庭で、子どもたち を守りましょう

周囲の人々に温かく見守られ、サポートを受けることで、児童・生徒は健やかに成長していきます。

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間

学校や勉強から解放されて、子どもたちの気が緩みがちな夏休みは、非行の兆しが出やすい時期です。また、「新しい生活様式」がスマートフォンやSNSをより身近なものとし、青少年がインターネットを通じて犯罪被害やトラブルなどに巻き込まれるケースが増えています。中でも児童の被害増加は全国的に深刻です。

大切な子どもたちを非行・被害から守るために、家庭や学校だけでなく、地域一体となって次のようなことに取り組んでいきましょう。

- ◆家庭内でスマートフォンやインターネットの利用についてルールを決める
 - ◆フィルタリング機能を活用する
 - ◆夜遅くに子どもだけで外出させない
 - ◆いつもと違うと感じたら声をかける
- ※強調月間については、市ホームページ「子育て・教育」→「青少年相談」にも掲載しています◇右のQRコードからご覧いただけます



市ホームページ

ご利用ください 青少年相談

青少年本人および保護者からの相談を受けています。気になることがあったらいつでも連絡してください。

【ヤングテレホン】(本人用) ☎96-0800

【青少年相談】(家族から) ☎94-1030

受付時間 平日の午前9時～午後5時 (年末年始を除く)

【メール相談】 young-soudan@isehara-city.jp

受付時間 24時間受付 ※回答に時間がかかる場合があります

☎青少年課 ☎94-4647

7/11～20 夏の交通事故防止運動

～安全は心と時間のゆとりから～

夏はレジャーなどによる過労運転や特有の解放感による無謀運転などが原因で交通事故が多発します。

市民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの順守とマナーの向上に取り組みましょう。また、例年夏休み期間は自転車による事故も多く発生しています。子ども同士の外出が増える時期、家族で声かけや交通ルールの再確認、そして地域全体で子どもたちを見守り、事故を防ぎましょう。



☎市民協働課 ☎94-4715

相模の大地を望む緑の公園墓地 宗旨・宗派不問

おかげさまで 大好評受付中

1.0㎡ 施工例

お手頃価格 墓地使用料 墓石工事代

126.9万円より

年間管理料(別途)が安心価格の2,200円

公益財団法人 相模メモリアルパーク ☎0120-000-375

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2 石材センター営業時間 8:30～17:00(水曜定休)

(一財)神奈川県教育福祉振興会指定 (一財)神奈川県教育会館指定 (一財)神奈川県厚生福利振興会指定
神奈川県町村職員共済組合指定 許可年月日/平成5年7月30日 許可番号/神奈川県指令生衛 第13号

不動産に関わる 終活のことなら大雄へ。

終活の基本でお悩みの皆様 「考えた時」が「相談時」です

いまさら聞けない

元気な内にやっておきたい「終活」手続き等について何をすればいいか... ご相談内容はどんなものでも構いません。お客様一人一人の状況に合わせて親身に対応させていただきます。お気軽にご相談ください。

DAIYU 株式会社 大雄 TEL: 0463-33-8000 HPはコチラ▼

中原店 〒254-0075 平塚市中原1丁目17番1号

神奈川県知事免許(13)第7627号 (公社)全国宅地建物取引業保証協会会員 (公社)神奈川県宅地建物取引業協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟